

神栖市立第二学校給食共同調理場給食運搬業務

委託仕様書

神 栖 市

## 神栖市立第二学校給食共同調理場給食運搬業務委託仕様書

### 1 業務委託名

令和2～7年度神栖市立第二学校給食共同調理場給食運搬業務委託（以下「本業務委託」という。）

### 2 本業務委託内容

- (1) 市の指定する配送経路計画に基づく給食運搬車の運行
- (2) 給食物の配達及び回収
- (3) 調理補佐
- (4) 車両点検（整備）・車両の清掃及び洗浄・配膳コンテナの洗浄
- (5) 事故処理に関する全般

### 3 本業務委託勤務施設（場所）

受託者の勤務場所は、次に掲げる所在地とする。

名称：神栖市立第二学校給食共同調理場

住所：神栖市砂山1014番地259

### 4 本業務委託期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日まで（5年）

### 5 本業務委託の勤務日数・勤務時間、運搬業務時間

- (1) 本業務委託の勤務日数は原則として、概ね、年間220日とする。

また、本業務委託の勤務時間は午前8時15分から午後4時15分までとし、1日の勤務時間は7時間とする。

ただし、教育委員会及び学校等の行事など、臨時休校等緊急やむを得ない諸般の事情等により、本業務委託の従事日数及び勤務時間が変動する場合も本業務委託として行うこと。

- (2) 運搬業務時間は、概ね、次のとおりとする。

ア 車両点検及び調理補佐	午前 8時15分～午前10時30分
イ 給食物の配達	午前10時30分～正 午
ウ 休憩	正 午 ～午後1時
エ 給食物の回収	午後1時 ～午後2時
オ コンテナ・車両の洗浄	午後2時 ～午後3時
カ 残務整理	午後3時15分～午後4時15分

- (3) 前項(2)については、学校及び教育委員会の行事等の都合により変更になる場合があり、その場合には市と協議をすること。

### 6 本業務委託における人員及び備品の確保

受託者は、2の委託業務内容に基づく給食を運搬するために必要な、次の人員及び備品を常時確保し、これらに要する一切の経費を負担しなければならない。

また、人員及び備品を衛生上十分留意するとともに、学校給食に支障をきたさぬよう最善の

処置を講ずるものとする。

- |         |                 |    |
|---------|-----------------|----|
| (1) 人 員 | 運転手・・・・・・・・・・・・ | 4名 |
| (2) 備 品 | 給食運搬車両・・・・・・・・  | 4台 |

## 7 本業務委託の運搬順及び経路

(1) 学校給食の運搬順は、原則、学校給食共同調理場を起点とし、次のとおりとする。

- |       |     |                     |
|-------|-----|---------------------|
| ・ 1号車 | 1回目 | 軽野小学校、神栖第一中学校       |
| ・ 2号車 | 1回目 | 横瀬小学校               |
|       | 2回目 | 軽野東小学校              |
| ・ 3号車 | 1回目 | 柳川小学校、太田小学校、波崎第三中学校 |
| ・ 4号車 | 1回目 | 須田小学校、神栖第三中学校       |

(2) 学校給食運搬経路については、交通安全を最優先し、交通事情等を鑑み市と協議の上決定するものとする。

(3) 前項(1), (2)を変更する場合には、各学校への遅配が無いよう、かつ交通法規及び従事者の健康状況に則したものでなければならない。その場合でも市と協議し、了承を得なければならない。また、学校及び教育委員会の行事等の都合により変更する場合も協議するものとする。

## 8 本業務委託における受託者の遵守事項

### (1) 従事者（以下代替従事者を含む。）の遵守事項

ア 受託者は、「学校給食衛生管理基準」に基づき、従事者の健康管理、本業務委託内容を遵守させるとともに、市職員と同様、市の指揮監督に従い本業務委託に従事されること。

イ 運搬業務中及び調理場内では、清潔な白衣、白帽、靴を着用する。

ウ 昼食は、休憩時間中にとり、給食運搬車両は調理場敷地内の市が指定する場所に駐車し、不体裁な状態に放置しないこと。また、運搬車両内、調理場施設内及び敷地内では喫煙しないこと。

エ 所定の時間内に運搬を完了することができないと判断したときは、速やかに市に連絡し、その指示を受ける。

オ 化膿性疾患、または下痢症状のある場合は、運搬業務に従事しないこと。

ただし、医療機関の診断により支障がないと認められたときは、市に届けその指示に従うこと。

カ 就業前に必ず手洗いを励行し、夏休みを含め、必ず毎月2回以上保菌検査(0-157を含む市が指定する内容の検査)を実施し、その他にも市が指定する必要な検査は実施するものとし、その検査結果を市に報告すること。なお、陽性反応者がいた場合は、良好になるまで業務従事させないこと。

キ 言語、態度等については、児童、生徒の教育上遺憾のないよう社会通念上の節度を保つこと。

### (2) 給食運搬車両

ア ハイブリッド3トン車のアルミバンボディー貨物自動車とする。

内寸（有効内法）は6つの給食配膳コンテナが積載可能であること。ラバー付き止め具も設置すること。⇒別添の「給食運搬車アルミバン内寸法図表」、「給食配膳コン

テナ図・寸法表」を参照のこと。

- イ 洗車は毎日行うこと。特に給食運搬車荷室内においては、使用前に厚生省認可の逆性石鹼、その他これに準ずる無臭の消毒液で消毒し、市の点検を受けて、承諾を得てから使用すること。
- ウ 給食運搬車両は、アルミバン部の左右側面に「神栖市学校給食」と明記すること。
- エ 給食運搬車両は、学校給食関係以外の目的で使用しないこと。
- オ 運転日誌を記録すること。

#### (3) 本業務委託の従事者について

受託者は、本業務委託の従事者は、社員を従事させるものとする。

#### (4) 代替従事者について

受託者は、従事者が傷病等で従事できない場合は、代替で従事する社員を補充しなければならない。代替で従事する社員については、健康状態が良好であり、事前に保菌検査（0—157を含む市が指定する内容の検査）を実施し、その他にも市が指定する必要な検査は実施するものとし、検査結果報告書を添えて、事前に市へ名簿を提出し承諾を得ること。

### 9 本業務委託における費用の負担

受託者は、本業務委託に必要な人員及び備品に係る消耗品等一切の経費、調理用被服費等の清潔保持に要する費用を負担するものとする。また、従事者にノロウイルス等の陽性反応が出た場合は、状況に応じた調理場内の消毒作業を実施し、その費用を負担するものとする。

### 10 本業務委託における損害賠償

- (1) 受託者は、運搬車の故障または事故、その他受託者の責に帰すべき事由により給食ができなくなったとき、または所定の時間より遅滞し、学校運営に支障があった場合は、次により算出した金額を賠償する。

$$\text{損害額} = \frac{\text{年間委託料}}{\text{年間運搬業務日数}} \times (\text{日数})$$

- (2) 給食物を損傷し、給食ができなくなった場合は、これに相当する金額を賠償する。

### 11 本業務委託における事故等の対応

受託者は、社員に対し勤務地内及び運搬中の不慮の事故・傷病等に対し一切の責務を負うものとする。

### 12 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは月単位とし、該当月分の業務完了後の請求書受理日より起算して30日以内に支払うものとする。

#### (2) 消費税の取り扱い

契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じた場合は、契約金額に改正等に伴う相当額を加減し支払うものとする。

### 1.3 その他

本業務委託仕様書に定めが無い事項については、市と受託者が誠実な協議の上、決定するものとする。